

## 質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名)9-22谷田部総合体育館外1施設空調設備賃貸借

NO.	質問事項	回 答
1	既存機器があった場合、その撤去費用は本契約に含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	賃貸借契約書は貴市指定様式での締結となるでしょうか、リース会社にて作成となるでしょうか。 貴市指定様式の場合、事前に契約書案を頂くことは可能でしょうか。	受注者書式での契約が可能です。 ただし、書式の記載内容が市の求める要件を満たさない場合は、協議を行い書式を決定するものとします。
3	本契約においてリース会社が受託し、又は請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社は工事会社とグループを組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに、当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結するという認識で宜しいでしょうか。	本事業は、リース会社との契約締結になります。賃貸借物件の施工を事業者(リース会社)が工事業者へ発注すること、保守及び点検等業務をメーカー等に委託することを市は妨げません。本契約を受託する事業者(リース会社)においては法令等を遵守し、適切に業務内容を遂行してください。
4	世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。	可能です。
5	インボイス対応において、要件を満たす適格請求書は必要でしょうか。	不要です。
6	資格要件および仕様書9にて「元請けとして継続12ヶ月以上の～」とありますが、リース会社が応札する場合、「リース会社として」と読み替えてもよろしいでしょうか。	読み替え可能です。
7	受注者が落札後、仕様書に定められた内容を一つでも満たさない場合、契約が解除されるという認識でよろしいでしょうか。	直ちに契約を解除するものではありません。ただし市が当該不適合については是正を求めたにもかかわらず、相当期間内に是正されなかった場合、市は契約を解除することができるものとします。不適合事項が見つかった場合は、速やかに市に報告し、協議してください。なお受注者の責によらない場合はこの限りではありません。